

# 授業料無償化制度の対象となるには 就学支援金の申請が必要です！

- ・令和6年度より、私立高校授業料無償化制度の新制度が開始しました。  
令和7年度は高校2・3年生になるみなさんが新制度の対象となりますが、新制度を受けるためには国の就学支援金と大阪府の授業料支援補助金の両方の申請が必要となります。
- ・現在、就学支援金の申請を行っていない方は学校からの案内に従ってお手続きをお願いします。

## 令和7年度新高校2・3年生対象

授業料	世帯の 子どもの 人数	年収（めやす）別の保護者負担額			
		590万円未満	590～800万円	800～910万円	910万円以上
63万円 まで	子どもの人数 にかかわらず	無償			
63万円 超過分	子どもの人数 にかかわらず	無償（※）		（授業料 - 63万円）を保護者が負担	

（※）超過分は学校負担により、保護者負担は生じません。

- ◆ 所得や子どもの人数にかかわらず授業料負担がなくなります。  
（ただし、授業料が63万円を超える場合は、一部授業料負担が生じる場合があります。）

**重要** 大阪府内にお住まいのご家庭は  
必ず申請してください。

## 申請に関するQ&A

- Q. これまで所得制限を超過しているため就学支援金の申請を行っていません。申請は必要ですか？
- A. 所得にかかわらず、就学支援金の申請が必要です。申請がなければ無償化の対象とはなりません。
- Q. 昨年度（令和6年7月以降）に就学支援金の申請を行いました。所得制限のため不認定になりました。再度申請は必要ですか？
- A. すでに就学支援金の申請を行い、不認定となった方は、学校から案内がありますので、令和7年7月以降学校が定める期限までに再度就学支援金の申請を行ってください。
- Q. 現在、就学支援金を受給中ですが、申請は必要ですか？
- A. 現在就学支援金が認定されている方については、就学支援金の再度の申請手続きは不要です。ただし、授業料無償化制度の対象となるためには、大阪府の授業料支援補助金の申請が必要です。学校から案内がありましたら必ず手続きを行ってください。

### 問い合わせ先

申請手続きに関する問い合わせ先：在学する学校

制度に関する問い合わせ先：府民お問い合わせセンター ピピッとライン 06-6910-8001

制度の詳細は大阪府ホームページでも  
ご覧いただけます。

大阪府 私立 無償化



# 授業料無償化手続きチェック

《注意》すべての手続きを完了しなければ授業料は無償とはなりません！

## チェック！

令和6年7月以降に就学支援金を申請した  
または、継続申請（収入状況届出）を行った（※）

申請した

申請していない

## チェック！

令和6年7月以降の就学支援金の判定が  
「認定」である（※）

認定

不認定  
・  
所得制限超過

就学支援金の申請  
は不要です。

令和7年7月以降  
に就学支援金の申  
請を行ってください。

令和7年4月に  
就学支援金の申請  
を行ってください。

## 授業料支援補助金の申請

申請時期になりましたら、学校から案内がありますので必ず申請してください。

※ 就学支援金の申請状況・認定結果についてはお通りの学校にご確認ください。